

仕 様 書

子ども若者はぐくみ局第二児童福祉センター

(担当：藤田、坂本 電話 612-2727)

件 名	令和8年度第二児童福祉センター事業系一般廃棄物の収集運搬業務
契 約 期 間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契 約 条 件	<p>1 総則</p> <p>(1) 本業務は、京都市契約事務規則、関係法令等を順守するとともに、本仕様書に基づき完全に施行すること。</p> <p>(2) 受託者と京都市は関係法令に基づく委託契約書を締結する。</p> <p>(3) 本業務の受託人は、労働基準法及び労働安全衛生法を順守のうえ、施行すること。</p> <p>2 事業系一般廃棄物収集運搬の内容</p> <p>第二児童福祉センターの事業系一般廃棄物収集運搬等は、次のとおり実施すること。</p> <p>(1) 受託者の条件</p> <p>本業務の受託者は、一般廃棄物収集運搬業の許可業者であること。</p> <p>(2) 収集場所</p> <p>京都市伏見区深草加賀屋敷町24-26</p> <p>(3) 収集作業日・時間</p> <p>第二児童福祉センターの事業系一般廃棄物の収集は、令和8年4月1日～令和9年3月31日までの土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日を除く毎日、午前8時30分～午後5時15分の間に実施すること。</p> <p>詳細については、別途協議のうえ決定する。</p> <p>(4) 収集及び処理内容等</p> <p>ア 第二児童福祉センターで集積している事業系一般廃棄物を、処分場まで収集運搬すること。</p> <p>イ 収集業務に適した車両を用いること。また、運搬中は収集したごみが飛散しないよう荷台をシートで覆う等の措置を講じること。</p> <p>ウ 一般廃棄物以外の産業廃棄物の収集運搬については、本契約に含まない。</p> <p>エ 業務中に発生した事故、負傷等については、京都市は一切の責任を負わない。</p> <p>(5) 年間収集予定量</p> <p>ア 一般ごみ 1,680kg</p> <p>ただし、予定量であり変動することがある。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 代金は、契約期間満了後に、京都市の指定する方法により支払う。</p> <p>(2) 受託者は、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。ただし、京都市の文書による承認を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。</p> <p>(3) 本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要性が生じた場合は別途契約する。</p>